

# インターチェンジ周辺の市街化調整区域における 特定流通業務施設の開発許可基準の見直し骨子（案）について

## 1 特定流通業務施設の開発許可基準

市街化調整区域では開発行為が制限されているが、IC（インターチェンジ）周辺（※1）における特定流通業務施設（※2）の開発行為については許可することができる。

なお、特定流通業務施設を開発許可する場合には、開発審査会の議を経る必要があり、岡山県開発審査会案件運用基準で、許可の対象となる土地を「ICの乗り入れ口から半径1km以内で知事が指定した区域」と定めている。

（※1）現在対象となっている市町は、総社市、赤磐市及び早島町の3市町。

（※2）特定流通業務施設とは、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づき認定を受けた施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫等）。

## 2 見直しの骨子（案）

	ICからの距離	ICから特定流通業務施設までの道路	都市計画との関係
追加基準	5 km以内	4車線以上＋歩道 又は物流軸として知事が指定する道路（※3）	市町の都市計画等と整合が図られること（※4）
	1 km以内	2車線以上＋歩道	
現行基準 （存置）	1 km以内の 指定区域	原則幅員9 m以上 （通学路以外は6 m以上に緩和）	

（※3）都市計画等において物流軸としての位置付けがあり、かつ、原則2車線以上＋歩道で交通安全上支障がない道路に限る。

（※4）保全すべき緑地等が含まれていない、特定流通業務施設が立地しても土地利用上支障がない等の土地であること。

## 3 今後のスケジュール

- 2月 関係市町へ見直し案の意見照会（総社市、赤磐市、浅口市、早島町）
- 3月 岡山県開発審査会で見直し案を審議  
見直し基準の公表
- 4月 見直し基準の運用開始